

青森県報

号外第九十号

平成十四年九月十一日(水曜日)

目 次

教育委員会

青森県立学校学則の一部を改正する規則…………… (県立学校課) …… 一
 青森県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 一

公安委員会

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… (警務教養課) …… 二
 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… (刑事企画課) …… 二
 傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二
 交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則…………… (企画課) …… 三

教育委員会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 校長は、教育上必要があると認める場合においては、あらかじめ教育委員会に届け出て、前項第五号及び第六号の休業日について、別の定めをすることができる。

第四条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十一号

青森県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

青森県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十五年十一月青森県教育委員会)

規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「百分の六以内」を「百分の二十以内」に、「百分の九十四」を「百分の八十」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第十二号

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を削る。

第五条中「前二条に規定するものの外、」を削り、「警察本部長」を「青森県警察本部長」に改め、同条を第三条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第十三号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成十二年一月青森県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを削り、同条中「以下「麻薬特例法」という。」及び「以下「組織的犯罪処罰法」という。」を削り、同条の条名を削る。

第二条及び第三条を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第十四号

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則(平成十二年八月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを削り、同条中「以下「法」という。」を削り、同条の条名を削る。

第二条及び第三条を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十一日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

青森県公安委員会規則第十五号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「大鰐駅前交番」を「大鰐温泉駅前交番」に改める。
別表第二中

大坊警察官駐在所	南津軽郡平賀町大字大坊字竹内二二七番地
尾崎警察官駐在所	南津軽郡平賀町大字新屋字平野一三番地
町居警察官駐在所	南津軽郡平賀町大字町居字南田三七番地
大坊警察官駐在所	南津軽郡平賀町大字大坊字竹内二二七番地
尾崎警察官駐在所	南津軽郡平賀町大字新屋字平野一三番地
町居警察官駐在所	南津軽郡平賀町大字町居字南田三七番地
大坊警察官駐在所	南津軽郡平賀町大字大坊字竹内二二七番地

畑中警察官駐在所

南津軽郡田舎館村大字畑中字上野七六番地一八

唐竹警察官駐在所

南津軽郡平賀町大字唐竹字堀合二七番地二

畑中警察官駐在所

南津軽郡田舎館村大字畑中字上野七六番地一八

新和警察官駐在所
三和警察官駐在所

弘前市大字青女子字桜刈二九六番地
弘前市大字三和字上池神五三番地

新和警察官駐在所

弘前市大字青女子字桜刈二九六番地

に改める。

附 則

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭